

1. 県民健康調査全般に関する Q&A

QA1 福島県における健康管理として、どのような取組が行われているのですか

福島県では、東京電力福島第一原発事故により、多くの県民が健康に不安を抱えている状況を踏まえ、長期にわたり県民の健康を見守り、将来にわたる健康増進につなぐことを目的とした「県民健康調査」を実施しています。

福島県は、「県民健康調査」として、以下の調査を実施しています。

1. 基本調査

原子力発電所の事故後、空間線量が最も高かった時期（平成 23 年 3 月 11 日～7 月 11 日）における放射線による外部被ばく線量を推計するため、全県民を対象に行動記録の調査などを実施しています。

2. 甲状腺検査

平成 23 年 3 月 11 日時点で、被災時に概ね 18 歳以下の全県民約 37 万人（県外に避難された方も含まれます）を対象に甲状腺の超音波検査を実施しています。平成 26 年度からは、被災時に胎児であった方等も含め、約 38.5 万人が対象になります。

3. 健康診査

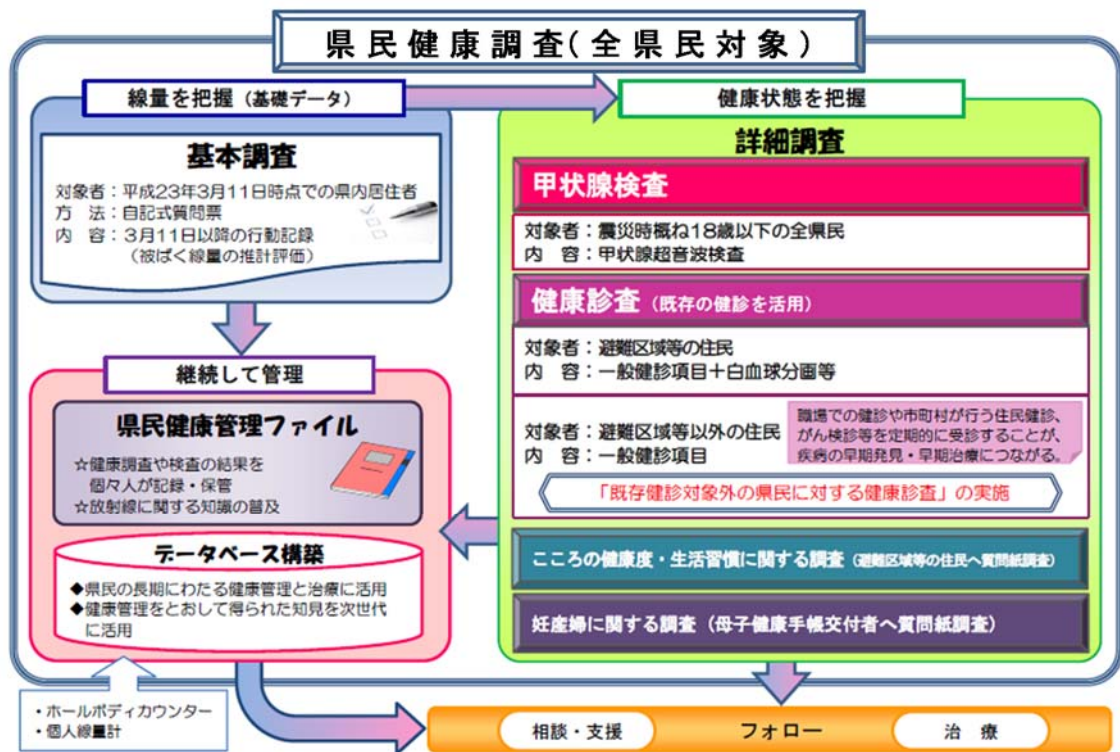
避難区域などの住民の方及び基本調査の結果、必要と認められた方を対象に、既存の健診を活用し、健康診査を実施しています。

4. こころの健康度・生活習慣に関する調査

震災で困難な状況にある県民のこころとからだの健康状態や現在の生活習慣などを把握し、適切なケアを提供することを目的として行う調査です。

5. 妊産婦に関する調査

妊産婦の健康状態等を把握し、健康管理に役立てていただくことを目的として行う調査です。



出典：復興庁「避難住民説明会等でよく出る放射線リスクに関する質問・回答集」より作成、福島県・県民健康調査課ウェブサイト「「県民健康調査」について」より情報更新

出典の公開日：2012年12月25日

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2015年3月31日